

§ 1 1 結婚したとき

《共済組合》

- (1) 婚姻により改姓、住所変更があるときは、組合員等情報変更申告書（様式集 § 8-003頁）を提出してください。
- (2) 婚姻により改姓したときは、届出金融機関等の窓口で必ず名義変更してください。婚姻等により改姓し、「組合員等情報変更申告書」を提出した場合、共済組合登録の口座名義名は自動的に改姓後の氏名になります。

結婚手当金は平成27年3月31日を以って廃止となりました。平成27年4月1日以降に結婚した場合の給付はありません。